

岐阜県脱炭素社会に貢献する森林づくり事業実施要領

〔令和４年４月２６日 森経第108号林政部長通知〕
一部改正 〔令和４年８月３１日 森経第458号林政部長通知〕
一部改正 〔令和６年３月２９日 森経第914号林政部長通知〕
一部改正 〔令和７年３月２５日 森経第850号林政部長通知〕
一部改正 〔令和８年３月２５日 森経第988号林政部長通知〕
一部改正 〔令和８年６月１１日 森経第325号林政部長通知〕

第１ 趣旨

環境保全林のうち気象災害による被害森林や皆伐後に天然更新の見込みがない森林で、森林所有者等による持続的な整備が困難な森林について、公的関与の高い森林整備を推進することによって、森林の二酸化炭素吸収量の増大に貢献するとともに、森林が有する水源涵養機能や土砂災害防止機能、生物多様性保全機能などの公益的機能の維持・向上・回復を図る。

脱炭素社会に貢献する森林づくり事業費補助金の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年３月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年４月１日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）、岐阜県森林整備事業検査要領（平成13年４月２日森第２号農山村整備局長通知。以下「検査要領」という。）、及び岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について（平成21年４月17日森第105号林政部長通知。以下「森林整備運用通知」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第２ 事業内容等

事業の内容は、要綱第２条別表第１に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）対象森林

対象森林は、次のアからウまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

ア 市町村森林整備計画において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

（ア）市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林又は区分される予定の森林。

（イ）（ア）に該当しない人工林であって、更新調査の結果、更新樹種の成立本数が市町村森林整備計画に定める天然更新すべき立木の本数に満たなかった森林、又は、更新調査前において、下記①②の両方に該当する森林、あるいは③に該当して天然更新が見込めないと推測される森林。

- ① 母樹となり得る高木性の樹種が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。
- ② 伐採する森林の周囲 100m 以内に母樹となり得る高木性の樹種が存在しない。
- ③ 林床に更新樹種が存在しない（森林が過密状態にある、シカ等による食害の形跡が見

られる、林床がササなどで一面被覆されている等)

(ウ) 風害等の気象害や病虫獣害による被災森林(山地崩壊等の山地災害を除く)で県へ被害報告がされている森林(以下、「被害森林」という。))。

イ 1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林

ウ 第 5 の規定に基づく協定締結等が行われた森林、あるいは人工造林の実施までに行われることが確実な森林

(2) 補助事業者

市町村、森林組合、森林組合連合会、林業事業体、森林整備法人、その他林業関係者等の組織する団体

(3) 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

事業種	内 容
人工造林	人工造林は次の施業とする。 (1) 植栽 植栽樹種については、以下の①～③によるものとする。 ① 適地適木を考慮し選定するものとする。 ② 市町村森林整備計画に定められた樹種や成長が早いことが期待できる早生樹(コウヨウザン、センダン)、エリートツリー、飛騨地域においてはカラマツ(以下、「定められた樹種・早生樹等」という。)を優先することとする。 ③ 「定められた樹種・早生樹等」以外の樹種を植栽する場合、その樹種を選定した理由(気候、土壌、周囲環境、植栽後の管理等)を「定められた樹種・早生樹等」以外の樹種を植栽する理由書(別記第 2 号様式付表)」に記載し提出するものとする。 なお、植栽樹種については、以下のいずれかに該当する樹種は除くものとする。 ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)第 2 条第 1 項で定める特定外来生物 イ 外来生物法第 21 条で定める未判定外来生物 ウ 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)に掲載されている樹種 (2) 地拵え 人力による地拵えと植栽を一体的に実施するものとする。 (3) 特殊地拵え(低質林等における前生樹の伐倒・除去) 立木の蓄積が 1 ha あたり概ね 30 m³以上の被害森林において植栽と一体的に実施するものとし、実施した年度の翌年度から起算して 2 年以内に必ず植栽を行うこととする。
下刈り・雪起こし	(1) 当該補助金により人工造林を実施した森林で、実施した年度の翌年度から実施できるものとする(1 齢級まで)。なお、下刈りを行う場合には、あらかじめ苗高や現地の状況について報告を行い、所長の確認を受けるものとする。 (2) 同一箇所における下刈りへの補助は 3 回を上限とする。
鳥獣害防止施設等整備	(1) 人工造林の(1)植栽と同一年度に一体的に実施する次の施設等整備とする。 ただし、忌避剤散布については、植栽翌年度以降に下刈り又は雪起こしと同一年度に一体的に行う場合は補助対象とする。 ア 忌避剤散布 イ 幼齢木保護材 ウ 防護柵

	(2)(1)のうち、イ及びウを施工する場合は、経済的に有利な工法を補助の上限とする。
--	--

(4) 補助金額

脱炭素社会に貢献する森林づくり事業における補助金額は、県が定めた事業種ごとの単価に間接費率と実施面積を乗じて算出した額（以下「標準事業費」という。）とする。ただし、次の場合については、標準事業費を超えない範囲で、実際に要した額とする。

- ア ボランティア活動等により通常の労賃水準を著しく下回る報酬により行われた場合
- イ 市町村が請負に付して実行した場合（ただし、標準事業費と比較して安価な場合）
- ウ 現地の条件や施業の内容等がこれにより難い場合

第3 事業計画書の提出

- 1 事業主体の長は、当該補助金を受けようとする箇所について、申請の時期にかかわらず事業着手前までに事業計画書（別記第1-1号様式または別記第1-2号様式（事業完了後に補助金の交付申請を行う場合））を作成し、次の書類を添付して農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。また、補助金の交付申請が翌年度となる場合は、翌年度の4月末までに所長へ事業計画書を再提出する。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 事業箇所位置図

(3) 現況写真

(4) 「定められた樹種・早生樹等」以外の樹種を植栽する理由書（別記第2号様式付表）（該当する場合）

(5) 更新調査の結果が分かる資料（第2（1）ア（イ）に該当し更新調査をした場合）

(6) 実施箇所が市町村森林整備計画において環境保全林に区分された森林の場合は市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林の場合は、これを市町村長が証する書類（事業完了後に補助金の交付申請を行う場合）

- 2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、事業主体の長から補助金交付申請書の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて事業計画書を作成し、関係書類を添付して所長に提出する。

また、補助金の交付申請が翌年度となる場合は、翌年度の4月末までに所長へ事業計画書を再提出する。

- 3 所長は管内の事業主体から提出のあった事業計画書を審査のうえ、それらを取りまとめ、林政部長（以下「部長」という。）に提出する。

第4 事業量の決定

- 1 部長は、第3に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内において農林事務所ごとの事業量を決定し、所長に通知する。なお、「定められた樹種・早生樹等」以外の樹種を植栽する理由書（別記第2号様式付表）が提出された場合は、内容を審査のうえ、審査結果をあわせて通知する。

- 2 所長は、前項の決定通知を受けた額の範囲内において事業主体ごとの事業量を決定し、事業主体へ通知する。

第5 協定の締結等

事業主体の長は、当該補助事業による人工造林を着手する前に、「主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定」が伐採前に締結されていることを確認し、市町村長及び森林所有者と「脱炭素社会に貢献する森林づくりに関する協定」を締結する。

第6 補助金の交付申請

- 1 事業実施前に補助金の交付申請を行う場合にあつては、事業主体の長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）収支予算書（要綱第2号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）
- （3）交付申請の実施箇所が市町村森林整備計画において環境保全林に区分された森林の場合は市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林の場合は、これを市町村長が証する書類

- 2 事業完了後の補助金の交付申請は、やむを得ない事情がある場合に限る。

事業完了後に補助金の申請を行う場合にあつては、補助金の交付申請は事業主体の長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、次の書類等を添付して所長が定める日までに補助金の交付申請を行うものとする。

- （1）事業実績書（別記第2号様式）
- （2）収支決算書（要綱第2号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）
- （3）施業図及び箇所位置図（別記第6号様式、別記第7号様式）
- （4）全施行地の事業実施状況写真
- （5）第5の規定による協定書等の写し
- （6）実行経費算出表又は要した経費を証する資料（実行経費により事業費を算出する場合）
- （7）社会保険等の加入実態調査表

- 3 市町村による間接補助事業を実施する場合で、事業主体の長から補助金交付申請書の提出を受けた市町村長は、前項1又は2の規定に準じて補助金交付申請書を作成し、関係書類を添付して所長に提出する。

第7 補助金の交付決定

- 1 所長は、補助金交付申請書の提出があつた場合は、内容を審査のうえ、規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して、書面（別記第3号様式）により補助金交付申請者に通知する。

- （1）当該補助金により実施した植栽の補助金交付の翌年度の初日から起算して20年以内に、事業対象地を森林以外の用途へ転用する場合、又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、県に届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。ただし、公用、公共用等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができる。

- 2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、所長からの交付決定通知を受けた市町村長は、市町村の定める補助金交付規則等に基づき補助金の交付を決定し、前項に準じた条件を付して通知する。

第8 補助金の交付決定前着手届

- 1 事業実施前に補助金の交付申請を行う場合の事業着手は、原則として交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体の長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第4号様式）を所長（間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
- 2 事業主体の長から交付決定前着手届の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて交付決定前着手届を所長に提出する。

第9 事業地の施行管理

事業主体の長は、森林整備運用通知第1の2から4に基づき施行管理を行うものとする。

第10 事業計画の変更等

事業主体の長は、交付決定通知受理後において、事情の変化等により規則第6条及び要綱第5条第3項に規定する重要な変更の必要が生じた場合には、要綱第5条第3項に定める様式及び変更計画書を作成し、説明資料を付して所長と協議し、その承認を受ける。

上記に該当しない変更の場合は、計画書を作成し、説明資料を付して所長へ報告し、所長はその内容に応じて事業主体に必要な指示を行う。

第11 補助金の概算払及び前金払

事業主体の長は補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、概算払・前金払請求書（要綱別記第12号様式）に施行箇所別概算払・前金払内訳表（別記第5号様式）を添えて所長に提出するものとする。ただし、事業完了後に補助金の交付申請を行う場合を除く。

第12 実績報告

- 1 事業主体の長は、規則第13条及び要綱第8条の規定による実績報告書（要綱第6号様式）を作成し、第6の2の（1）から（7）に示す書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
- 2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、事業主体の長から実績報告書の提出を受けた市町村長は、第13の1に準じて検査等を行い、前項の規定に準じて実績報告書を作成のうえ所長に提出する。
- 3 第6の3の場合にあっては、交付申請書の提出をもって実績報告とみなす。なお、この場合にあっては要綱第8条第2項の規定は適用しないが、事業主体の長は事業完了後、早期に交付申請するよう努めるものとする。

第13 確認

- 1 第12第1項による実績報告書の提出を受けた所長は、検査要領及び定額補助方式の森林整備関係事業における実行経費算出の手引きにより確認を行う。
- 2 前項において、検査箇所の抽出については、事業種に関わらず検査要領第3条第4項2号及び3号を適用する。

- 3 第 12 第 2 項による実績報告書の提出を受けた所長は、確認要領により確認を行う。
- 4 所長は、確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第 8 号様式により事業主体の長へ、市町村による間接補助事業を実施する場合は市町村長へそれぞれ通知する。なお、事業完了後に補助金の交付申請ならびに交付決定をおこなう場合は、交付決定をもって額の確定があったものとみなす。

第 14 部分完了の現地検査について

事業主体の長が申請した複数の施行地の一部の施行地が完了し、事業主体の長から部分完了届（別記第 9 号様式）の提出があった場合、所長は当該施行地の現地検査を実施することができる。なお、部分完了届により現地検査を実施した場合における残施行地の中で検査要領の規定により新たな箇所を抽出のうえ現地検査を行うものとする。

第 15 事業実績報告書

所長は年度事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第 2 号様式）を部長に提出する。なお、植栽を行った場合は植栽箇所一覧（別記第 10 号様式）を添付し提出すること。

第 16 進捗状況報告

- 1 事業実施主体は、所長から進捗状況等の報告を求められた場合には、求められた内容を速やかに報告しなければならない。
- 2 所長は、部長から進捗状況等の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 26 日から適用する。

この要領は、令和 4 年 8 月 31 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 3 月 29 日から適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし本改正の適用前に着手した事業については、なお従前の例による。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし本改正の適用前に着手した事業については、なお従前の例による。

この要領は、令和 8 年 6 月 11 日から適用する。

参考様式（第5関係）

脱炭素社会に貢献する森林づくり整備事業の実施に関する協定書

（協定の目的）

第1条 脱炭素社会に貢献する森林づくり整備事業の対象となる森林の所有者〇〇〇（以下「甲」という。）、事業主体の長である〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）長（以下「丙」という。）は、第3条に掲げる森林の二酸化炭素吸収量の増大に貢献するとともに、森林が有する水源涵養機能や土砂災害防止機能、生物多様性保全機能などの公益的機能の維持・向上・回復を目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。（事業完了の翌年度の初日から起算して20年以上）

2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 協定の対象となる森林（以下、「対象森林」という。）の所在およびその面積等は、次のとおりとする。

森林の所在地	樹種	面積 (ha)	備 考

（整備の内容）

第4条 乙は、森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、次により対象森林の整備を行う。

（1）事業種：（人工造林の内容を記載）植栽、地拵え、特殊地拵え

（2）内 容：（作業内容の詳細を記載）

植栽本数、樹種、鳥獣害防止施設等設置を行う場合はその内容

特殊地拵えを実施した場合は植栽の実施時期（事業完了の翌年度の初日から起算して2年以内）

（費用の負担等）

第5条 前条の整備に要する費用は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第6条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 対象森林の境界および所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理

解決にあたること。

ウ ○○市（町村）森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。

エ 当該事業により植栽を実施した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 20 年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の全面伐採除去を行わないこと。

オ やむを得ず対象森林を森林以外の用途へ転用及び立木竹の全面伐採除去を行う必要が生じた場合は、あらかじめ乙にその旨を届けるとともに、事業に要した費用相当額を乙に支払うこと。

カ 甲がこの義務に違反した場合または甲の都合によりこの協定を破棄した場合は、第 4 条第 1 項の整備のための費用相当額を乙に支払うこと。

（2）乙の義務

ア 事業計画の作成にあたっては、甲にその内容を示し承諾を得ること。

イ 第 4 条第 1 項の整備を実施し、その結果を甲に報告すること。

ウ 特殊地帯えを実施した場合は、実施した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に植栽を実施すること。

（災害等による損害）

第 7 条 第 4 条第 1 項の整備の実施中および実施後に、火災、天災その他乙の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害および第三者に生じた損害については、乙はその責任を負わない。

2 第 4 条第 1 項の整備により、対象森林の林相が著しく変化し、または立木その他に損害が生じた場合であっても、乙はその責任を負わない。

（協定の継承等）

第 8 条 協定の期間中に対象森林を所有権移転、または貸借する場合には、甲は、所有権を取得した者または借受者に対しこの協定の継承を行うものとする。

（特別な事情による協定の失効）

第 9 条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部または一部についてその効力を失う。

（1）対象森林の全部もしくは一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。

（2）火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部もしくは一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

甲 森林所有者 住所 氏名

乙 事業主体 住所 事業主体の長

丙 市(町村)長 住所 市(町村)長